

刑 捜 一 達 第 2 0 号
警 務 達 第 3 2 号
防 少 達 第 1 4 号
警 公 達 第 4 8 号
交 企 達 第 1 0 号
警 学 達 第 2 1 号
通 庶 達 第 2 6 4 号
平成元年 6 月 1 6 日

各部、課、隊、所、校、署長 殿

福 井 県 警 察 本 部 長

被害者、参考人等に対する適切な対応の推進について

市民応接の向上については、「適切な市民応接の推進について（通達）」（昭和62年11月30日付け警務達第41号、刑捜一達第128号、防少達第33号、警公達第69号、交企達第42号、警学達第28号、通庶達第544号）に基づき、各種の施策が講じられているところであるが各種捜査活動においても、その迅速かつ的確な推進に配慮しつつ、被害者、参考人、協力者その他事件関係者（被疑者を除く、以下「被害者、参考人等」という。）に対する応接を適切に行うことは、当該捜査活動の円滑な実施に資するばかりでなく、以後の捜査活動を有効、適正に推進していくことにもつながるというところから、この度、警察庁において被害者、参考人等に対する応接についての配慮すべき事項を下記のとおり取りまとめ各府県警察に示されたので、今後の捜査活動において、更にその徹底を図ることとされたい。

記

- 1 被害者、参考人等に対する応接の基本的配慮事項
 - (1) 捜査活動に当たっては、被害者、参考人等の心情や利便に配慮し、捜査活動に対する十分な理解と協力が得られるよう努めること。
 - (2) 被害者、参考人等に対する応接の際には、みだしなみ、言葉遣い等に配慮することはもちろん、相手方の立場に立ったきめの細かい適切な応接を行うこと。
 - (3) 業務処理について、迅速かつ的確にこれを行うとともに、適宜、被害者、参考人等との連絡を取るよう努めること。
 - (4) 幹部による指導、教養を徹底し、個々の警察官に被害者、参考人等に対する応接の基本を理解させるよう努めること。
- 2 推進項目
 - (1) 適正な被害届の受理
 - ア 被害届等の受理に当たっては、被害者の立場に立って、誠実に対応すること。また、事件とならない場合であっても、必要により相談に応じ、または助言を与える

など真しに対応すること。

イ 告訴・告発の取扱いについては、原則受理という基本を徹底すること。また、適宜、処理結果等を告訴・告発人に通報するよう努めるとともに、迅速かつ的確な捜査を推進するため、実効ある処理体制の一層の整備に努めること。

ウ その他、被害届等の受理に関連して各種相談を受けた場合は、誠意をもって対応し、他部門や他の行政機関で処理することが適当であると認められる事項については、困りごと相談係と連携を取りつつ、担当所属への引継ぎ、関係行政機関等の紹介等の措置を採ること。

(2) 適切な現場活動等

ア 事件現場等への臨場は迅速をもって旨とし、やむを得ず遅延が予想される場合には、その理由、到着予定時刻等を通報者等に告知するよう努めること。また、人の住居その他特定人の管理する場所における現場活動等の実施に当たっては、特に支障がある場合を除き、責任者の氏名、連絡先等を当該場所を管理する者に告知するよう努めること。

イ 現場保存のための立入規制等に当たっては、関係者にその必要性等を十分説明、広報するとともに、規制範囲、所要時間等の設定について、関係者の利便にも配慮すること。

ウ 事件現場等における観察、採証活動等に当たっては、関係者にその必要性、予定所要時間等を説明すること。また、採証活動後は、その復元措置の徹底に努めること。

エ 関係者指紋等の対照資料採取に当たっては、その必要性、用済み後の措置等を関係者に説明するとともに、採取場所、採取時間等について、相手方の意向に十分配慮すること。

オ 検視等を行うに当たっては、遺族にその必要性を十分説明するとともに、礼を失しないような取扱いを行うこと。

(3) 事情聴取方法等の改善

ア 参考人等からの事情聴取を行う際には、時間、場所、方法、回数等について相手方の都合や負担に十分配慮するとともに、その実施に当たっては、特に支障がある場合を除き、聴取者の氏名を相手方に告知するほか、事情聴取を行う理由、必要性等を可能な限り説明すること。また、被害者からの事情聴取に当たっても、その立場を十分尊重すること。

イ 被害者、参考人等からの事情聴取を警察施設内で行う場合においては、これらの者の立場にふさわしい場所でこれを行うこと。

ウ 事情聴取の終了に際しては、十分謝意を表すること。

(4) 被害者、参考人等の保護

被害者、参考人等の保護は、警察が組織の総力を挙げて取り組むべき重要課題であることを十分に認識し、特にその必要性が高い暴力団、極左暴力集団等による犯罪の被害者、参考人等を中心に、徹底した保護措置を講ずること。

(5) 適切な事後措置の推進

ア 被害者およびその家族に対しては、捜査経過の連絡、検挙通知等を積極的に行う

こと。また、被疑者検挙等に寄与した協力者等に対しても検挙通知を行うほか、表彰内容の充実、対象枠の拡大等の措置を講ずること。

イ 被害品の還付については、できる限り迅速に行うとともに、警察で還付することのできる証拠品については、所要の手續終了後、早急に所有者等に還付すること。

ウ 公判に出廷する可能性のある被害者、参考人等に対しては、当該公判手續等について十分認識してもらい、その理解を求めるよう努めるとともに、必要に応じて適切な保護措置を講ずること。

3 推進状況の確認等

- (1) 別に定める実施要領に基づき、被害者、参考人等に対する適切な応接の徹底を図るとともに、市民応接向上推進委員会およびその専門部会等の場において、定期的にその推進状況を確認するものとする。
- (2) 各所属においては、別に定める報告要領に基づき、定期的にその推進状況を刑事部捜査第一課に報告すること。